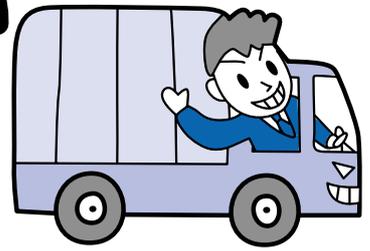




# 移動販売車 トラブル



## 相談内容

### Aさんの場合

「網戸張り替え1枚1,000円」と移動販売車が拡声器で流していたので、家に呼んだ。6枚分の張り替え代金を確認したところ、電卓で14,800円と表示された(ように思った)ので、張り替えを依頼した。ところが、施工後、請求された金額は、148,000円で、押し問答となったが、結局現金で支払った。解約したいが、どこの業者かわからない。

### Bさんの場合

「網戸張り替え1枚1,000円」と放送する移動販売車を呼び止め、網戸7枚の張り替えを依頼した。施工前に、代金を確認したが、業者ははっきり答えなかった。放送の価格から推測して、高くても1枚2~3,000円と思っていた。施工後、男性2人の業者から97,000円を請求され、現金で支払った。夫が帰宅して、領収書にある電話番号に連絡したが、番号はうそだった。

### Cさんの場合

物干しざおがほしいと思っていたところ、移動販売車が通ったので、自分から呼び止めた。さお1本7,000円で、1本サービスしてくれた。親切だったので、物干し台も購入した。据え付け後、値段を聞くと、台は60,000円だと言う。高いと思ったが言い出せず、内金10,000円を支払い、残りは銀行振り込みにした。クーリング・オフできないだろうか。

### Dさんの場合

「物干しざお1本1,000円」と放送する移動販売車が通った。ちょうど物干しざおがほしいと思っていたので、呼び止めた。安ものでは長持ちしないと1本15,000円のを勧められて購入した。後で考えると自分で予定した額より高額なので、クーリング・オフできないだろうか。

## アドバイス

価格や業者名は、事前にしっかり確認しましょう。買い物の前に、商品の価格を確認するのはあたりまえのことですが、AさんやBさんは、「1枚1,000円」という放送によって、価格が安いと思い込んでしまう消費者心理を巧みに利用されたものです。移動販売の場合、販売価格、業者名及び連絡先等を事前に口頭で確認するのはもちろんですが、場合によっては見積書を取るなど、書面で確認することも必要です。これを拒否するような業者は、その場で断る勇気を持ちましょう。

自分から呼び止めた場合、クーリング・オフは適用されないことも...

訪問販売でクーリング・オフが適用されるのは、消費者にとって不意打ちになるためです。自分から呼び止めた場合は、原則として訪問販売ならず、クーリング・オフは適用されません。ただしCさんやDさんのように放送とまったく価額の異なる高額なものや異なる商品の勧誘があった場合など、クーリング・オフの主張ができることもあります。あきらめないで、県や町の消費生活相談窓口にご相談ください。

### 問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)0999

午前9時30分~正午

午後1時~4時(土・日・祝日は休業)

町消費生活相談

☎93)7700

毎週月曜日 午前10時~正午 午後1時~3時

産業振興課 内線245・246



## 2月の消費生活相談

相談日等 2月5日(月)、14日(水)、19日(月)、26日(月)

午前10時~正午 午後1時~3時

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

## 消費生活セミナー

町では、消費生活に役立つ内容をテーマとして、セミナーを開催しています。参加費は無料ですので、気軽に参加してみませんか。

テーマ 地上デジタルテレビ放送について

日時 3月7日(水) 午前10時から

場所 はびすしらおか 会議室3・4・5

講師 総務省 関東総合通信局職員

問合せ 産業振興課 内線245・246